

生駒市条例第13号

生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例

生駒市再開発住宅条例（平成6年7月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第6条第1号から第4号まで」を「第6条（第1項第5号を除く。）」に、「第6条第2号ア」を「第6条第1項第2号ア」に、「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「214,000円」に、「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改める。

第22条第1項の表中「入居者が身体障害者である場合その他の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第6条第4項」を「市営住宅条例第6条第1項第2号ア」に、「入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項」を「市営住宅条例第6条第1項第2号ア」に改め、同条第2項中「令」を「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。